競争入札参加資格審査申請の手引き (物品・役務関係)

この申請は、令和8年度に江別市の機関が行う物品及び役務に係る一般競争入札及び 指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「参加資格」とい う。)の審査を行い、競争入札参加資格者名簿に登録するためのものです。 申請する方は、本手引きを熟読の上、必ず期限までに申請書、必要書類等を提出してください。

- * 江別市の機関とは、江別市各部等、江別市水道部、江別市立病院、江別市教育委員会を いいます。
- * 物品及び役務の範囲は、物品の購入、製造の請負、修繕(改造を含む。)、借受け及び 役務の提供(工事に係る設計、監理、地質調査及び測量を除く。)並びに物品の売り払い に係る契約をいいます。

1 申請の受付方法

(1) 郵送による申請

| 受 付 期 間 | 申請先 |
|-------------------------------------|---|
| 令和7年12月 1日(月) ~12月15日(月) (必着) | 〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地 江別市役所総務部財務室契約管財課契約係 |

- * 郵便は、書留等郵便追跡サービスが可能なもので送付願います。
- * 申請した書類に不備がある場合は、再提出が必要です。
- * 受付期間を過ぎて到着した申請書は、受付できませんので留意願います。
- * 小規模修繕等契約希望者登録との重複はできません。

(2) 持参による申請

| 受 付 期 間 | 受 付 場 所 | 受 付 時 間 |
|--|---------------------|----------------------------------|
| 令和7年12月 1日(月) ~12月15日(月) (土日を除く) | 江別市役所本庁舎2階 契約管財課 | 午前9時00分~12時00分 午後1時00分~ 5時00分 |

- * 申請に際しては、申請の内容について説明のできる方が持参してください。 また、受付期間を過ぎた場合は、受付できませんので注意してください。
- * 小規模修繕等契約希望者登録との重複はできません。
- * 郵送での提出にご協力願います。

2 競争入札に参加できない者

審査基準日(令和7年12月1日)において、次の各号のいずれかに該当する者は参加資格の審査 を申請することができません。

- (1) 特別な理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者でその復権 を得ない者
- (2) 江別市との入札及び契約等において、次の①~⑥のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者(ただし、その事実があった後、審査基準日において既に2年を経過した者については、この限りでない。)
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若し くは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を 妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前記①~⑤のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 次の①~③に該当する法人
 - ① 法人登記してから1年を経過していない者
 - ② 直前1年間の決算における製造業、卸小売業、サービス業の実績高がない者
 - ③ 財務諸表を提出できない者
- (4) 次の①、②に該当する個人
 - ① 創業して1年を経過していない者
 - ② 直前1年間の決算における製造業、卸小売業、サービス業の実績高がない者
- (5) 市税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項に規定するもの並びに同項第1 号、第2号及び第4号に規定する者を役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使 用している者

3 参加資格の審査及び登録

参加資格は、次の事項について審査し、業種分類に基づく中分類ごとに登録します。

- (1) 製造業・卸小売業・サービス業の実績高
- (2) 経営規模
 - 資本金
 - ② 常勤職員数
- (3) 経営状況
 - 流動比率
 - ② 売上純利益率
 - ③ 営業年数

4 参加資格の審査基準日

令和7年12月1日

5 登録の有効期間

令和8年3月1日から令和9年3月31日まで(ただし、令和8年度予算で発注するもの。)。

6 提出書類等

申請の際は、競争入札参加資格審査申請書以下の書類等を次表の順番に並べ、<u>クリアファイル等で</u> **まとめて**提出してください。

| | | | 必要書 | 類 |
|---|----------|---------|---------------------------|---------------------------|
| 上 | | で申請 | | 度名簿に |
| | まる 法人 | | 掲載され 業種追加 | ている方 市内移転 |
| (1) 競争入札参加資格審査申請書(物品・役務関係) | 0 | | * 住足加 | |
| (2)申請書別紙(1~8) *記入すべき項目がない用紙については提出不要 | 0 | 0 | ○ (追加 業種分のみ。 3と4必須) | △ (5と 6:登録業種 に必要な物) |
| (3)現在事項全部証明書(旧商業登記簿抄本)又は 履歴事項全部証明書(旧商業登記簿謄本) [複写可] | 0 | | | △ (本店 移転の場合) |
| (4)身分証明書[複写可] | | 0 | | △ (本籍 変更の場合) |
| (5) 財務諸表(直近のもの) | | | | |
| 貸借対照表、損益計算書[複写可] | 0 | | 0 | |
| 財務諸表(個人用)[様式1] | | 0 | 0 | |
| (6) 許可、認可又は登録の証明書 [複写可] | 0 | \circ | △ (業種 に必要な物) | △ (業種 に必要な物) |
| (7) 営業証明書(江別市内に本店・受任先がある場合) [複写可] | 0 | | | \circ |
| (8)納稅証明書(消費稅)[複写可] | 0 | 0 | | |
| (9)納税証明書(江別市税。納付すべき税がある場合) [複写可] | 0 | 0 | | 0 |
| (10) 印鑑証明書 [複写可。拡大・縮尺は不可。] | \circ | \circ | | |
| (11) 構成員名簿(協同組合等の場合) | \circ | | | |
| (12) 受付票 | \circ | \circ | 0 | 0 |
| (13) 返信用はがき (※封筒不可) | \circ | \circ | 0 | 0 |

^{*} 申請書を受理した証明(受理票等)を要する場合は、<u>任意の様式を作成</u>し、 提出してください。郵送による申請の場合は、<u>任意の様式に加え、宛名を記載した返信用封筒</u> <u>(110円切手を貼付したもの)</u>を同封してください。

7 記入要領

| 提出書類名 | 記入にあたっての注意事項 |
|-------------------------|---|
| 競争入札参加資格審査申請書 | |
| 【申請者】(本店) | 所定の事項を記入し(ゴム印を使用しても構いません)、代表 者の印鑑証明書の印と代表者の使用印(印鑑証明書の印と同じ場 合・受任先を設定する場合も)を押してください。 |
| | [法人の場合] ① 申請者は本店の代表者です。 ② 商号は次のとおり略して記入して構いません。 株式会社…(株) 有限会社…(有) 合名会社…(名) 合資会社…(資) 合同会社…(合) 財団法人…(財) 一般財団法人…(一財) 公益財団法人…(公財) 一般社団法人…(一社) 公益社団法人…(公社) 社会福祉法人…(福) 協同組合…(同) 協同組合連合会…(協連)協業組合…(業)企業組合…(企) |
| | 【個人の場合】 ① 役職名は「代表」と記入してください。 ② 所在地は、主たる事業所の所在地を記入してください。 |
| 【登録区分】 | 新規に申請する場合は「新規」の1番に、令和7·8年度に登録している場合は「更新」の2番に○印を付けてください(令和6年度以前に登録があっても、令和7·8年度に登録していない場合は「新規」になります。)。 |
| 【企業規模区分】 | 別表1「中小企業者の範囲」(P9)に基づき、該当する番号 に○印を付けてください。 |
| 【所在地】 | 本店の所在地について、該当する番号に○印を付けてくださ い。受任先を設定する場合も同様です。 |
| 【主たる申請業種分類区分】 | 申請者の <u>主たる業種</u> を1つ選び、該当する番号に○印を付けて ください。 |
| 消費税に関する申出 | 該当する番号に○印を付けてください。 |
| 契約に関する権限の委任 (受任先の設定) | ★ 契約に関する次の権限を全て受任者(支店長等)に委任する場合、「有」の1番に○印を付け、受任先(支店等)を記入してください(権限の一部だけの委任は不可)。この場合において、契約書記載の代表者は受任者となります。 |
| | 1 入札、見積及び開札に関する件2 契約の締結に関する件3 契約金額の請求に関する件4 入札、見積及び開札に関する復代理人の選任の件5 その他契約に関する一切の件 |
| | ★ 委任しない場合 「無」の2番に○印を付け、以下の記入・印は不要です。 |
| 受任者使用印 | 入札書、見積書、契約書、請求書等に使用する受任者の印鑑を押してください。 (個人印ではなく、職名が表示されたもの〔〇 ○支店・支店長之印〕など) |
| 本申請に係る連絡先 | 申請書の内容がわかる担当者等の所属、氏名、電話番号を記入 してください。 |
| メールアドレス | メールアドレスを使用した指名通知等の入札情報の提供が可能 か検討中です。入札情報を受け取る際に使用するメールアドレス (担当者の個人メール、会社の代表メール 等)をお持ちであれ ば参考に記入願います。メールアドレスをお持ちでなければ空欄 で構いません。 |

| 申請書別紙1~8 | 用紙が8種類あります。 申請内容はデータとして登録されますので正確に記入してください。 なお、控えが必要な場合は、あらかじめ写しをとってください。 |
|----------------------|--|
| 申請書別紙 1 | 金額は全て千円未満切り捨て |
| 経営状況 | |
| 資本金 [法人の場合] | 貸借対照表上の「資本の部」の「資本金」を記入してください。(ただし、現在事項全部証明書の資本金と一致しない場合は、どちらか新しい方を記入してください。) |
| 純資本金(元入金) [個人の場合] | 財務諸表(個人用)[様式1]の「純資本金(元入金)②」を記入し てください。 |
| 常勤職員数 | 審査基準日(令和7年12月1日)現在において常時雇用している正 社員の数を記入してください。 |
| 流動比率 | 貸借対照表の流動資産及び流動負債の金額及びその比率を記入してください。なお、流動比率の小数点以下は小数第3位で四捨五入し、第2位まで記入してください。 |
| 売上純利益率 | 損益計算書の 税引後 の当期純利益及び売上高及びその比率を記入してください。なお、小数点以下は小数第3位で四捨五入し、第2位まで記入してください。 |
| 営業年数 | 創業から審査基準日(令和7年12月1日)までの営業年数(1年未満切り捨て)を記入してください。なお、休業又は転(廃)業の期間がある場合は、その期間を除いてください。 |
| 申請書別紙2 | |
| 基準日前2年間の 主たる営業実績 | 江別市、他の官公庁及びその他民間における主な契約実績について、 当該期間に契約を交わしたもの(同種のものは2つまで) を記入してく ださい。 なお、記入する契約金額は税込(千円未満切り捨て)とし、単価契約 の場合は(予定)総額を記入してください。 証明する書類(契約書の写し等)は必要ありません。 |
| 申請書別紙3・4 | 申請業種は、別表2「営業品目分類表」(P10~P15)の中から申請する業種(中分類)を選んでください。 記入順は、大・中・小分類の番号順とし、記入方法については記入例を参照してください。 |
| 申請業種分類番号 | 別表2「営業品目分類表」に基づき、大分類番号(製造業は「01」、 卸小売業は「02」、サービス業は「03」)及び 中分類(番号及び業種 名) を記入してください。 |
| 業種別年間実績高 | 実績高は、令和7年12月1日を基準日とし、申請する業種別に直近 1事業年度の実績高(令和6年度の決算数字)をそれぞれ記入してくだ さい。 申請する業種以外の実績高がある場合は、申請書別紙4「申請業種等 (その2)」の「上記以外の実績高」欄に記入してください。 |
| | なお 合計実績高は、損益計算書の売上高と一致 します。必ず記入して ください。 |
| 小分類番号· 取扱品目例番号 | 別表2「営業品目分類表」に基づき、申請する業種(中分類)に対応する 小分類番号 を記入し、 取扱品目例(業務例)(主なもののみを記載してあります。) で該当するものがあれば、小分類番号の右側の欄に記入してください。 |

| 申請書別紙5 | |
|---------------------|--|
| 登録に必要な許認可・ 資格等 | 申請する業種が大分類「03 サービス業」の小分類 「339 建物一般清掃業」~「341 高層外装清掃業」、 「343 室内空気環境測定業」~「346 ねずみ、昆虫等防除業」、 「348 常駐(巡回)警備業」~「350 駐車場整理業」、 「352 高圧電気設備保安業」、 「355 ボイラー設備保守業」~「356 消防設備保守点検業」、 「360 一般廃棄物収集運搬業」~「367 特別管理産業廃棄物処分業」に 該当する場合のみ提出してください。 |
| | ※ 証明書・免許証等の写しを添付してください。※ 個人資格については、1資格につき1名を記入してください。(受任先を設定する場合は、受任した支店等に勤務する有資格者のみを記入してください。) |
| 申請書別紙6 | 申請業種別に区分して記入してください。 |
| 機械器具·運搬具等所 有状況調書 | 申請する業種が大分類「03 サービス業」の中分類 「53 建物清掃業」 「54 建物環境衛生管理業」 「55 警備業」 「56 建物設備等保守管理業」 「57 廃棄物処理業」 に該当し、機械器具・運搬具等を所有し ている場合のみ提出してください。 |
| | 申請する本店若しくは支店・営業所等において市内及び近郊で使用で きるものについてのみ記入してください。 |
| 申請書別紙7 | |
| 代理店・特約店関係 | 申請する業種に関する代理店又は特約店である場合は、その会社名を 記入してください(証明書は必要ありません。)。 |
| 許認可等事項 | 申請書別紙5に記載の資格以外で、申請する業種に関して会社として受けている許可、認可又は登録がある場合は、選択肢の中からその名称を選んでください(工事関連の資格を除く。)。選択肢にない場合は、空欄に名称を記入してください。 |
| | ※ <会社資格>のみを記入してください。※ 証明書の写しを添付してください。 |
| 申請書別紙8 | |
| 特定関係調書 | 他者と特定関係にある場合は「あり」を○で囲み、その会社名、所在地を記入してください。なお、特定関係とは次の①~③のことです(ただし、他者が江別市に申請する場合のみ「あり」となります。)。 ① 親会社(又は子会社)の関係にある場合 ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 ③ 現在事項全部証明書に「取締役」として記載されている人物が、他の申請者の現在事項全部証明書にも「取締役」として記載されている場合(ただし監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社等における取締役、社外取締役、定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役は除く) ※「なし」の場合でも必ず提出してください。押印不要です。 |

| 添付資料 | |
|---------------------------|---|
| 現在(又は履歴)事項全部証 明書 [複写可] | 審査基準日の3ヵ月以内に発行された最新の内容のものを提出して ください。 |
| 身分証明書 [複写可] | 審査基準日の3ヵ月以内に発行された最新の内容のものを提出して ください。(本籍地の市(区)町村発行) |
| 貸借対照表、損益計算書 [複写可] | 審査基準日(令和7年12月1日)直近1事業年度分を提出してください。 |
| 財務諸表(個人用) [様式1] | 最新の確定申告内容に基づいて記入してください。なお、 確定申告 時の損益計算書・貸借対照表の写しを添付してください。 |
| 許可、認可又は登録の証明 書 [複写可] | 申請する業種のうち法令の規定により許可、認可又は登録が必要なものは、その証明書を提出してください。 なお、許可等の有効期限が登録の有効期間内に満了する場合は、新たに許可等を受けた証明書を直ちに提出してください。 ※個人の免許証は1名分で可。 |
| 営業証明書 [複写可] | 本店又は受任先が江別市(営業証明書に記載されている所在地が 江別市)にある場合のみ提出してください。ただし、個人事業者及び 法人市民税の非課税団体は、提出不要です。 審査基準日の3ヵ月以内に江別市から発行された最新の内容のもの を提出してください。 |
| | 「営業証明書」は市役所本庁舎1階10番窓口で発行しています。なお、法人の場合、発行申請には代表印が必要となります。(営業証明書が発行されるためには江別市市民税課に法人設立(設置)届出書が提出されている必要があります。) |
| 納税証明書(消費税)[複写可] | 納税証明書は、課税業者・免税業者に関わりなく管轄する税務署にて発行されます。 |
| 納税証明書(江別市税)[複写可] | <u>江別市に</u> 納付すべき税(全税目)がある場合は、未納がない旨の証明書を提出してください。他市町村の証明は必要ありません。審査基準日の3ヵ月以内に発行された最新の内容のものを提出してください。 「納税証明書」は、市役所本庁舎1階10番窓口で発行します。なお、法人の場合、発行申請には代表印が必要となります。(本庁舎以外でも発行できますのでお問い合わせください。)なお、「納税証明」を請求する直前に市税を納められているような場合は、証明窓口において納付の確認ができないことがあります。こ |
| 印鑑証明書 [複写可] | のような場合には、領収書または金融機関発行の納付を証明する書類をお持ちになって、「納税証明」を請求してください。 基準日の 3ヵ月以内 に発行された、 <u>法人代表者の印(個人の場合は代表者の個人印)</u> の証明書を提出してください。写しの場合拡大・縮 |
| 構成員名簿 | 小コピーは不可です。 協同組合、協業組合、企業組合などの組織として申請する場合に提 |
| 受付票 | 出してください。 受付票及に必要事項を記入し、提出書類等確認表で提出書類等に漏せがないなが認思した。 |
| 返信用はがき (※封筒不可) | れがないか確認した上で提出してください。 郵政はがきの表面に送付先を記入のうえ提出してください。本はが きをもって競争入札参加資格決定を通知します。 |
| | *郵政はがきの裏面については市ホームページにて指定の様式を 印刷又は貼付してください。 |

8 参加資格の審査結果の通知

参加資格の審査結果は、令和8年2月に通知します。

9 変更届等

申請書受付後、次の事項に変更があったときは、速やかに変更届と必要な添付書類を提出し てください。様式は市ホームページに掲載しています。

- ① 商号又は名称② 代表者
- ③ 受任者
- ④ 所在地(本社·受任先)
- ⑤ 実印
- ⑥ 使用印

⑦ 電話番号・FAX番号 また、相続により営業の承継が行われた場合、合併により解散することとなった場合、営業 の譲渡が行われた場合等は、別途事務手続きが必要となりますので速やかに申し出てくださ

10 問い合わせ先

〒067 - 8674 江別市高砂町 6 番地 江別市総務部財務室契約管財課契約係

FAX 011-381-1070 電 話 011-381-1066

中小企業者の範囲

官公需確保法第2条第1項及び同法施行令第1条の規定により、中小企業者として取扱 われるものは、次のとおりです。

【会社及び個人】

会社にあっては、それが主として営む事業が属する業種に応じ、次表の(A)の「資本の額又は出資の総額」又は(B)の「常時使用する従業員の数」のいずれかの要件を充足しているもの。

個人にあっては、それが主として営む事業が属する業種に応じ、次表の(B)の「常時使用する従業員の数」の要件を充足しているもの。

| 業種 | (A) 資本の額又は 出資の総額 | (B) 常時使用する 従業員の数 |
|--|---------------------|---------------------|
| ① 製造業、建設業、運送業、 その他の業種 (②~⑤に掲げる業種を除く) | 3 億円以下 | 300人以下 |
| ② 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| ③ サービス業 | 5 千万円以下 | 100人以下 |
| ④ 小売業 | 5 千万円以下 | 50人以下 |
| ⑤ 政令指定業種 a. ゴム製品製造業(自動車又 は航空機用タイヤ及びチ ューブ製造業並びに工業用 ベルト製造業を除く) | 3億円以下 | 900人以下 |
| b. ソフトウエア業又は情報処 理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| c. 旅館業 | 5千万円以下 | 200人以下 |

【組合】

- ① 企業組合
- ② 協業組合
- ③ その他特別な法律によって設立された組合及びその連合会であって、次に掲げるもの

事業協同組合 事業協同小組合 協同組合連合会

商工組合 商工組合連合会

商店街振興組合 商店街振興組合連合会

- [注1] ③でいう特別な法律とは、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に 関する法律(昭和32年法律第185号)及び商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)を指す。
- [注2] ③に掲げる組合又はその連合会については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が 【会社及び個人】の中小企業者に該当するものに限る。

営業品目分類表

| 大 | 分類 | | 中分類 | | 小分類 | |
|----|----|----|---------------|-----|----------------------|---|
| 番号 | 名称 | 番号 | 対応業種分類 | 番号 | 分 類 名 | 取 扱 品 目 例(業務例) |
| 01 | 製 | 01 | 一般機械器具 | 101 | ボイラ・原動機 | |
| | 造 | | 製造業 | 102 | 農業用機械 | |
| | 業 | | | 103 | 建設機械 | |
| | | | | 104 | 事務用機械 | |
| | | | | 105 | 特殊産業用機械 | |
| | | | | 106 | その他一般機械器具 | 1:水処理機 2:空調機器 3:汚水処理機械類 4:給水機器 5:水道資材 6:油圧ホース 7:バルブ |
| | | | | | | 8:エアーフィルター 9:高圧ゴムホース |
| | | 02 | 電気機械器具 製造業 | 107 | 発電用·送電用器具 | 1:制御盤 2:配電盤 3:変圧器 4:発電機 5:受変電設備 |
| | | | | 108 | 通信機械器具 | |
| | | | | 109 | 電子計算機•同付属装置 | |
| | | | | 110 | 電子応用装置 | |
| | | | | 111 | 電気計測器 | |
| | | | | 112 | 電子機器•通信機器用部品 | |
| | | | | 113 | その他電気機械器具 | 1:街路灯 |
| | | 03 | 輸送機械器具 | 114 | 自動車·同付属品 | 1:架装部分 2:自動車エンシン |
| | | | 製造業 | 115 | その他輸送用機械器具 | |
| | | 04 | 精密機械器具 製造業 | 116 | 計測器·測定器·分析機器· 試験機 | - |
| | | | | 117 | 測量機械器具 | |
| | | | | 118 | 医療用機械器具•医療用品 | |
| | | | | 119 | 理化学機械器具 | |
| | | | | 120 | 光学機械器具・レンズ | |
| | | | | 121 | その他精密機械器具 | |
| | | 05 | 05 繊維製品製造業 | 122 | 被服·寝具製品 | |
| | | | | | 手芸用品 | |
| | | | | | その他繊維製品 | 1:テント 2:幕旗 |
| | | 06 | 木材· 木製品製造業 | 125 | 木材·木製品 | |
| | | 07 | 家具· 装飾品製造業 | 126 | 家具·装飾品 | |
| | | 08 | 紙・紙加工品 製造業 | 127 | 紙·紙加工品 | 1:製図用紙 2:製図フイルム類 |
| | | 09 | 化学工業製品 | 128 | 化学肥料 | |
| | | | 製造業 | 129 | 無機化学工業製品 | |
| | | | | 130 | 有機化学工業製品 | 1:ビニール 2:ゴミ袋 |
| | | | | 131 | 医薬品 | |
| | | | | 132 | 油脂加工製品 | 1:石鹸 2:洗剤 |

| 大 | 分類 | | 中分類 | | 小分類 | F- 47. C C /# 75/E() |
|----|----|----|-----------------|-----|------------------|--|
| 番号 | 名称 | 番号 | 対応業種分類 | 番号 | 分 類 名 | 取 扱 品 目 例(業務例) |
| 01 | 製造 | 10 | 石油·石炭製 品製造業 | 133 | 石油·石炭製品 | 1:アスファルト |
| | 業 | 11 | 皮革製品製造 業 | 134 | 皮革製品 | |
| | | 12 | プラスチック製品 製造業 | 135 | プラスチック製品 | |
| | | 13 | ゴム製品製造 業 | 136 | ゴム製品 | |
| | | 14 | 窯業・土石製 | 137 | ガラス・ガラス製品 | |
| | | | 品製造業 | 138 | セメント・セメント製品 | 1:ヒューム管 2:生コンクリート製品 |
| | | | | 139 | タイル・レンガ・タイルレンガ製品 | |
| | | | | 140 | その他窯業・土石製品 | 1:アスファルト混合物 2:アスコン |
| | | 15 | 鋼材·鋳鋼等 製造業 | 141 | 鋼材•鋳鋼等製品 | 1:鉄蓋 |
| | | 16 | 金属製品製造 | 142 | 暖房装置·配管工事用付属品 | |
| | | | 業 | 143 | 建設用•建築用金属製品 | 1:フェンス(アルミ材を除く) 2:鉄骨 3:ベランダ 4:橋梁鉄骨 |
| | | | | 144 | 金属プレス製品 | |
| | | | | 145 | その他金属製品 | 1:金属製くずかご 2:プレハブ物置 3:ガレージ 4:シャッター |
| | | 17 | 食料品· 飲料製造業 | 146 | 食料品•飲料 | |
| | | 18 | 出版·印刷業 | 147 | 出版 | |
| | | | | 148 | 印刷·製本 | 1:一般印刷 2:軽印刷 3:フォーム印刷 4:地図印刷 5:特殊印刷 |
| | | 19 | その他製造業 | 149 | 看板•標識等製品 | |
| | | | | 150 | 玩具·運動競技用製品 | |
| | | | | 151 | 他に分類されない製品 | 1:印判 2:遊具 3:たたみ 4:黒板 5:モニュメント 6:美術品 7:模型物 8:事務用品 |

| 大 | 分類 | | 中分類 | | 小 分 類 | |
|----|------|------|----------------|-----|----------------------|---|
| 番号 | 名称 | 番号 | 対応業種分類 | 番号 | 分 類 名 | 取 扱 品 目 例 (業務例) |
| 02 | 卸小売業 | J 20 | 0 一般機械器具卸小売業 | 201 | ボイラ・原動機 | |
| | | | | 202 | 農業用機械 | 1:トラクター 2:芝刈り機 |
| | | | | 203 | 建設機械 | |
| | | | | 204 | 特殊産業用機械 | |
| | | | | 205 | 消防用機械器具 | 1:防災資機材 2:屋内消火栓用ホース |
| | | | | 206 | 厨房用機械器具 | 1:ガス器具 2:洗浄器具 3:消毒器具 |
| | | | | 207 | 事務用機械器具 | 1:コピー機 2:ファックス 3:プロジェクター 4:トナー |
| | | | | 208 | 除雪用機械器具 | |
| | | | | 209 | その他一般機械器具 | 1:スノーポール 2:空調機器 3:ろ布 |
| | | | | | | 4:エアーフィルタ 5:レヘ・ルマンホール |
| | | | | | | 6:水道資材 7:物置・プレハブ |
| | | 21 | 電気機械器具 | 210 | 発電用·送電用 | |
| | | | 卸小売業 | 211 | 通信機械器具 | 1:無線機 |
| | | | | 212 | 電子計算機·同付属装置 | 1:パソコン 2:サーバー 3:コンピュータ関連機器 4:プリンター 5:デジタルカメラ |
| | | | | 213 | 電子応用装置 | |
| | | | | 214 | 電気計測器 | |
| | | | | 215 | 電子機器•通信機器用部品 | |
| | | | | 216 | その他電気機械器具 | 1:アンプ 2:その他音響装置 |
| | | | | | | 3:その他映像装置 4:電光板 5:回転灯 |
| | | | | | | 6:蓄電池 7:蛍光灯 8:LED照明 |
| | | 22 | 輸送機械器具卸小売業 | 917 | 自動車・同付属品 | 9:コンセント 10:プラグ 11:家電 1:タイヤ |
| | | 22 | | 217 | | 1:カートバイ 2:スケーター 3:自転車 |
| | | | | 210 | 一个小匠棚还用饭饭的菜 | 4:オートハイ部品 |
| | | 23 | 精密機械器具 卸小売業 | 219 | 計測器·測定器·分析機器· 試験機 | 1:水道メーター 2:ガンメーター |
| | | | | 220 | 測量機械器具 | |
| | | | | 221 | 医療用機械器具•医療用品 | 1:CTスキャナー 2:X線装置 3:車椅子 |
| | | | | | | 4:AED |
| | | | | 222 | 理化学機械器具 | |
| | | | | 223 | 光学機械器具・レンズ | 1:写真用品 2:顕微鏡 3:映写機 4:時計 |
| | | | | 224 | その他精密機械器具 | 1:オゾン脱臭機 |
| | | 24 | 繊維製品卸小 | 225 | 被服•寝具製品 | 1:被服 2:布団 3:毛布 4:作業衣 |
| | | | 売業 | 226 | 手芸用品 | |
| | | | | 227 | その他繊維製品 | 1:軍手 2:旗 3:国旗 4:エアーテント |
| | | | | | | 5:横断幕 6:テント |
| | | 25 | 皮革製品卸小 売業 | 228 | 皮革製品 | 1:革靴 2:革手袋 3:ゴム長靴 4:ゴム手袋 5:雨衣 6:防水前掛け |
| | | 26 | 化学工業製品 | 229 | 無機化学工業製品 | 1: 苛性ソータ゛2: 塩化第二鉄 |
| | | | 卸小売業 | 230 | 有機化学工業製品 | 1:高分子凝集剤 |
| | | | | 231 | 油脂加工製品 | 1:洗剤 2:石鹸 |
| | | | | 232 | その他化学工業製品 | 1:凍結防止剤 2:融雪剤 3:塩ビ管 4:乳剤 5:ゴミ袋 6:ビニールシート |

| 大 | 分類 | | 中分類 | | 小 分 類 | T. IT II |
|----|----|----|-----------------------|-----|----------------------|--|
| 番号 | 名称 | 番号 | 対応業種分類 | 番号 | 分 類 名 | 取 扱 品 目 例(業務例) |
| 02 | 卸小 | 27 | 医薬品·化粧 品卸小売業 | 233 | 医薬品·化粧品 | 1:化粧洗顔石鹸 2:シャンプー 3:歯磨き 4:紙おむつ |
| | 売 | 28 | 窯業、 | 234 | ガラス・ガラス製品 | |
| | 業 | | 土石製品卸小 | 235 | セメント・セメント製品 | |
| | | | 売業 | 236 | タイル・レンガ・タイルレンガ製品 | |
| | | | | 237 | 砂利·砕石 | |
| | | | | 238 | その他窯業・土石製品 | 1:火山灰 2:土 3:再生アスファルト |
| | | | | | | 4:アスファルト混合物 5:滑り止め材 |
| | | 29 | 建築材料卸小 売業 | 239 | 建築材料 | 1:木材 2:鋼材 3:アルミサッシ 5:シャッター 6:単管 7:防球ネット |
| | | 30 | 燃料卸小売業 | 240 | 燃料 | 1:ガソリン 2:軽油 3:重油 4:灯油 5:A重油 6:プロパンガス 7:木炭 8:薪 9:エンシンオイル |
| | | 31 | 家具、建具、 什器卸小売業 | 241 | 家具·建具·什器 | 1:机 2:椅子 3:ロッカー 4:パーティション 5:ブライント 6:暗幕 7:移動式書庫 8:書架 9:金庫 10:カーテン 11:たたみ |
| | | 32 | 金物、荒物、日 用品卸小売業 | 242 | 金物・荒物・日用品 | 1:ストープ 2:食器 3:スノコ 4:強化磁器食器 5:石鹸 |
| | | 33 | 書籍、文房具、 印判卸小売業 | 243 | 書籍·文房具·印判 | 1:書籍 2:新聞 3:紙 4:文房具 5:画材 6:封筒 7:DVD |
| | | 34 | 運動競技用 具、遊具卸小 売業 | 244 | 運動競技用具·遊具 | 1:公園遊具 2:コンピネーションマシン 3:ユニホーム 4:剣道着 5:柔道着 6:その他運動着 7:スポーツ用靴 8:テント |
| | | 35 | 楽器等卸小売 業 | 245 | 楽器•譜面 | |
| | | 36 | 玩具·娯楽用 品卸小売業 | 246 | 玩具•娯楽用品 | 1:きぐるみ 2:おもちゃ |
| | | 37 | 食料品、飲料 卸小売業 | 247 | 食料品·飲料 | 1:酒類 2:調味料 3:氷 4:清涼飲料水 5:米 |
| | | 38 | 農耕用品卸小 売業 | 248 | 種子·肥飼料·園芸資材等農 耕用品 | 1:芝生 2:樹木 3:農薬 4:縄 5:むしろ 6:竹 7:街路樹用支柱 8:園芸用土 |
| | | 39 | 再生資源卸小 売業 | 249 | 鉄スクラップ | 1:廃自動車 2:廃自転車 3:鉄屑 4:アバ缶 5:機械 |
| | | | | 250 | 非鉄金属スクラップ | |
| | | | | 251 | 古紙 | 1:不用古紙 2:古新聞 |
| | | | | 252 | その他再生資源 | 1:古タイヤ 2:廃油 3:済レントケンフィルム 4:定着液廃液 5:木屑 |
| | | 40 | 電気卸小売業 | 253 | 電力供給 | |
| | | 41 | その他卸小売業 | 254 | 他に分類されない卸小売業 | 1:美術品(絵画) 2:美術品(彫刻) 3:その他美術品 4:工芸品 5:トロフィ 6:カップ 7:モニュメント 8:便器 9:動物等 10:消臭 11:除菌 |

| 大 | 分類 | | 中分類 | | 小分類 | 府 拓 日 日 <i>園(</i> |
|----|------|----|-----------------------------|-----|--------------|--|
| 番号 | 名称 | 番号 | 対応業種分類 | 番号 | 分 類 名 | → 取扱品目例(業務例) ■ |
| 03 | サ | 42 | 運輸·通信業 | 301 | 道路旅客運送業 | |
| | ービス業 | | | 302 | 道路貨物運送業 | |
| | | | | 303 | 倉庫業 | |
| | | | | 304 | 運輸に付帯するサービス業 | 1:旅行 |
| | | | | 305 | 電気通信業 | |
| | | | | 306 | その他運輸・通信業 | |
| | | 43 | 洗濯業 | 307 | 普通洗濯業 | |
| | | | | 308 | リネンサプライ業 | 1:貸しおむつ |
| | | | | 309 | その他洗濯業 | 1:寝具消毒 2:乾燥 |
| | | 44 | 写真業 | 310 | 一般写真業 | |
| | | | | 311 | 商業写真業 | |
| | | | | 312 | 写真現像·焼付業 | |
| | | 45 | 車両整備業 | 313 | 自動車整備業 | |
| | | | | 314 | 特殊車両整備業 | |
| | | | | 315 | その他車両整備業 | |
| | | 46 | 機械、家具等 保守·修理業 | 316 | 機械保守•修理業 | 1:重機 |
| | | | | 317 | 家具修理業 | |
| | | | | 318 | その他保守修理業 | 1:火葬炉 2:電気製品 3:遊具 4:塗装修理 5:時計修理 6:楽器修理、調整、修正 |
| | | 47 | 物品賃貸業 | 319 | 総合リース業 | 1:プレハブ 2:倉庫 3:トイレ |
| | | | | 320 | | |
| | | | | 321 | | |
| | | | | 322 | | |
| | | | | 323 | その他物品賃貸業 | |
| | | 48 | 映画・ビデオ製 作、放送業 | 324 | 映画・ビデオ製作、配給業 | |
| | | | | 325 | 映画・ビデオサービス業 | |
| | | | | 326 | 放送業 | |
| | | 49 | 情報サービス、 研究・調査企 画サービス業 | 327 | ソフトウェア業 | |
| | | | | 328 | 情報処理サービス業 | |
| | | | | 329 | 情報提供サービス業 | |
| | | | | 330 | その他情報サービス業 | |
| | | | | 331 | 研究・調査企画サービス業 | |
| | | 50 | 広告業 | 332 | 広告代理業 | |
| | | | | 333 | その他広告業 | |
| | | 51 | 速記・筆耕・ | 334 | 速記•筆耕業 | 1:データ入力請負 |
| | | | 複写業 | 335 | 複写業 | 1:青写真 2:地図複製 3:マイクロ写真 4:複写サービス |
| | | 52 | 計量証明業 | 336 | 一般計量証明業 | |
| | | | | 337 | 環境計量証明業 | 1:環境測定分析 2:作業環境測定分析 3:土壌汚染測定分析 4:水質汚濁測定分析 5:浮遊粉じん測定分析 6:放射能等測定分析 |
| | | | | 338 | その他計量証明業 | 1:金属、鉱物分析 2:貨物以外の質量証明 3:環境以外の濃度計量証明 |

| 大り | 分類 | | 中分類 | | | Ties Litt II III best / Mik The best \ |
|----|--------------|----|-------------|-----|------------------|--|
| 番号 | 名称 | 番号 | 対応業種分類 | 番号 | 分 類 名 | 取 扱 品 目 例 (業務例) |
| 03 | サ | | 建物清掃業 | | 建物一般清掃業 | |
| | ĭ | | | | じゅうたんクリーニング業 | |
| | Ė | | | | 高層外装清掃業 | |
| | ス業 | | | | その他軽清掃業 | |
| | | 54 | 建物環境衛生 | | 室内空気環境測定業 | |
| | | | 管理業 | | 水質検査業 | |
| | | | | | 貯水槽清掃業 | |
| | | | | | ねずみ、昆虫等防除業 | |
| | | | | 347 | | 1: 貯水池清掃業 |
| | | 55 | 警備業 | 348 | 常駐(巡回)警備業 | |
| | | | | 349 | 機械警備業 | |
| | | | | 350 | 駐車場整理業 | |
| | | | 建物設備等保守管理業 | 351 | 一般電気設備保守業 | |
| | | | | | 高圧電気設備保安業 | |
| | | | | | 通信設備保守業 | |
| | | | | 354 | 機械設備保守業 | 1:昇降機保守 2:給排水設備保守 |
| | | | | | | 3:空調設備保守 |
| | | | | | | 4:冷暖房設備保守 |
| | | | | | | 5:衛生設備保守 6:自動ドア保守 |
| | | | | 355 | ボイラー設備保守業 | |
| | | | | | 消防設備保守点検業 | |
| | | | | 357 | 電話交換業 | |
| | | | | | 受付案内業 | |
| | | | | 359 | | 1:上下水道施設の運転管理業 |
| | | | | | 業 | 2:上下水道管路施設の清掃 |
| | | | | | | 3:上下水道管路施設の調査 |
| | | | | | | 4:排水(配水)管の清掃 |
| | | | | | | 5:排水(配水)管の漏洩検査 |
| | | | | | | 6:排水(配水)管の維持管理 |
| | | | | | | 7:石油・A重油の地下タンク清掃 |
| | | | | | | 8:石油・A重油の地下タンク漏洩検査 |
| | | | 廃棄物処理業 | 360 | 一般廃棄物収集運搬業 | 1:ゴミ収集運搬 |
| | | | | 361 | 一般廃棄物処分業 | 1:ゴミ処分 |
| | | | | 362 | し尿浄化槽清掃業 | |
| | | | | 363 | し尿浄化槽保守点検業 | |
| | | | | 364 | 産業廃棄物収集運搬業 | |
| | | | | 365 | 産業廃棄物処分業 | |
| | | | | 366 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業 | |
| | | | | 367 | 特別管理産業廃棄物処分業 | |
| | | | | | その他廃棄物処理業 | |
| | | 58 | 医療業 保健 | | 検査業 | 1:臨床検査 2:井戸施設水質検査 |
| | | | 衛生サービス 業 | 370 | 消毒業 | 1:電話機消毒 |
| | | | | 371 | その他医療業・保健衛生サービス業 | 1:診療報酬請求 2:健康診断 |
| | | 59 | 給食業 | | 給食業 食器洗浄業 | |
| | | 60 | その他サービス業 | | 食品洗净業 | 1:剪定 |
| | | | | | | 1. 穷化 |
| | | | | | | |
| | | | | | 構内除排雪業 | |
| | | | | | デザイン業 | |
| | | | | _ | 翻訳業 译和安内类 | |
| | | | | | 通訳業・通訳案内業 | 1 417 |
| | | | | | 労働者派遣業 | 1:ALT |
| | | | | 381 | | |
| | | | | 382 | 他に分類されないサービス業 | |